

第2章 防火対象物

第2 収容人員の算定

収容人員の算定方法は、省令第1条の3の規定によるほか、次による。

1 収容人員の算定

収容人員の算定は、階収容人員又は棟収容人員により取り扱う。（第2-1図参照）

なお、棟収容人員の算定において、それぞれの階収容人員を合算するが、「従業者」が同一の者である場合は重複して算定しない。

また、(6)項口、ハ、ニ及び(7)項において、階収容人員数を合算した数は、現に利用する者（要保護者、生徒数）の数又は事業者側が想定している者の数を超えない数とすること。

- (1) 法第8条の規定の適用は、棟収容人員（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）とする。
- (2) 政令第24条の規定の適用は棟収容人員とする。ただし、同条第2項の地階及び無窓階の適用については階収容人員とする。
- (3) 政令第25条の規定の適用は、階収容人員とする。

2 共通の取扱い

- (1) 「従業者」の取扱いは、次による。

ア 従業者の数は、正社員、契約社員、派遣社員、アルバイト等の雇用形態を問わず平常時の最大勤務者数とする。ただし、短期間、かつ、臨時的に雇用される者は、従業者として取り扱わない。

イ 「従業者」には、外商関係者など長期的にみて、その勤務時間の過半を当該防火対象物において勤務にあてる者も含む。

ウ 交替制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複する交替時の数としない。ただし、引継ぎ以後も重複して就業する勤務体制の場合は、その合計数とする。

エ 指定された執務用の机等を有する外勤者も、従業者の数に算入する。

オ 階収容人員の算定において、2以上の階で執務する者については当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の収容人員に算入する。

カ 階収容人員の算定において、従業者用の食堂、休憩室、会議室及びこれらに類する用途に供する部分は当該部分を利用できる者の数を算定する。ただし、各部分を合算した階収容人員の数は、当該防火対象物の全従業者数を超えない数とする。

- (2) 「長いす式のいす席」の正面幅を0.4m又は0.5mで除す場合は、1つ1つの長いすにつき除算し、その都度端数を切り捨てるものとし、正面幅の合計値を一括して除算するものではない。（第2-2図参照）

3 政令別表第1の各項目ごとの取扱い

省令第1条の3第1項の表に規定する用語の定義及び取扱いは、次のとおりとする。

- (1) (1)項に掲げる防火対象物

ア 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいう。したがって、当該部分内の通路の部分は、収容人員算定の対象から除く。

イ 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客が立って観覧する部分をいう。ただし、客席の通路の延長部分及び非常口その他の出入口の扉が回転する部分等は含まない。

ウ 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の部分で、ます席、大入場等のすわり席及び移動いすを使用する客席部分をいう。

エ 地区公民館、貸し会議室その他客席の部分が定められていない形態の防火対象物は、主として従業者以外の者の使用に供する部分（例：事務室以外の和室、実習室、図書室、集会室など）の床面積を0.5㎡で除して得た数と従業者の数を合算して算定する。（第2-3図参照）

- (2) (2)項及び(3)項に掲げる防火対象物（第2-4図参照）

ア 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」は、次による。

なお、遊技人員が明確に限定できるものについては、その数による。

- (ア) ボウリング場は、レーンに付属する固定式のいす席の数とする。ただし、固定式のいす席が存在しない

第2章 防火対象物
第2 収容人員の算定

場合は、1レーンあたり4人とする。

- (イ) ビリヤードは、1台につき2人とする。
 - (ウ) 囲碁、将棋は、1枚につき2人、麻雀は、1台につき4人（3人麻雀専用の台は、1台につき3人）とする。
 - (エ) パチンコ、スロットマシンは、1台につき1人とする。
 - (オ) ルーレット等ゲーム人員に制限のないものは、台等の寄り付き部分の幅を0.5mで除して得た数とする。
 - (カ) ゲーム機械では、機械を使用して遊べる者の数とする。
 - (キ) アミューズメント施設内に設けるスポーツ施設は、当該スポーツ施設を使用できる者の数とする。
- イ ボウリング場内にゲームコーナーがある場合は、当該ゲームコーナーのゲーム機械を使用して遊べる者の数を合算して収容人員を算定する。

ウ キャバレー等のホステスは、「従業者」として取り扱う。

なお、小規模ナイトクラブ等のホステス等の現員数が人事台帳等に記載されている人員数よりも極端に少ない場合は、当該防火対象物の業務に従事している者の実員の数により算定する。

エ 芸者等で派遣の形態がとられているものは、「従業者」として取り扱わない。

オ 「その他の部分」の具体例としては、次に掲げる部分をいう。

- (ア) キャバレー、ライブハウス等のステージ部分
- (イ) ディスコ、ダンスホール等の踊りに供する部分
- (ウ) ファッションヘルス、ヌードスタジオ等の個室の部分
- (エ) インターネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオ等のDVD等の陳列の用に供する部分
- (オ) 待合、料理店、飲食店等の和式の部分

カ (3)項に掲げる防火対象物において、移動式のいす席がある客席部分は、省令第1条の3の表の2号口に規定する「その他の部分」として取り扱い、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てる。）とする。この場合において、当該部分が3㎡に満たないときは、収容人員は当該部分につき1人として算定する。

キ (3)項に掲げる防火対象物において、床座形式のうち、掘りごたつ席の部分は、省令第1条の3の表の2号イに規定する「長いす式のいす席」と同様に取り扱い、当該客席の部分（畳・板の間を問わず床に座る形式の掘りごたつ席であって、長いす席のほか、座布団等により客席として認識されるすべての部分）の正面幅を0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てる。）とする。

(3) (4)項に掲げる防火対象物（第2-5図参照）

ア 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用又は客の利便に供する部分（駐車場、駐輪場、便所等を除く。）をいい、売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分も含む。この場合において、ショーケース、陳列棚等を置く部分は、当該部分の床面積を4㎡で除して算定する。

イ 「飲食又は休憩の用に供する部分」に、固定式のいす席がある場合でも、当該床面積を3㎡で除して得た数とする。

ウ ア、イにおいて、当該部分が3㎡又は4㎡に満たないときは、当該部分につき1人として算定する。

(4) (5)項イに掲げる防火対象物（第2-6図参照）

ア 「ベッドの数」は、ダブルベッドサイズ以上のベッドは2人と算定し、二段ベッドはベッドが2つあるものとして扱う。ソファベッドは、ベッドとして算定する。

イ 和式の宿泊室を単位面積当たりで、除した際に生じる1未満のはしたの数は切り上げる。

ウ 和式の宿泊室の前室部分（畳の部分に限る。カにおいて同じ。）は、宿泊室の一部として取り扱う。ただし、押入れ、床の間、浴室及び便所は、含まない。

エ 和式の宿泊室の収容人員の算定は、通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱う。

オ 一の宿泊室に洋式の部分と和式の部分（前室部分を含む。）が併存する場合、それぞれの部分について算定した収容人員を合算し算定する。ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されないことが明らかなものは、この限りでない。

カ 簡易宿泊所のうち、3㎡以下の宿泊室は、1室につき1人として算定する。

キ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、宿泊者以外の者も利用する次の部分をいう。

- (ア) 宴会場等の部分
- (イ) レストラン、スナック等の飲食を提供する部分
- (ウ) いす席を設けたロビー等の部分（通路の用に供する部分を除く。）
- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもの以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

ク 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で、利用者が宿泊者のみに限られる場合は、法第8条の規定の適用については、当該部分の階収容人員は算定しない。（第2-7図参照）

ケ クにおいて、当該部分が3㎡に満たないときは、当該部分につき1人として算定する。

第2章 防火対象物
第2 収容人員の算定

(5) (5)項口に掲げる防火対象物

- ア 「居住者」とは、寄宿舍、下宿又は共同住宅に常時居住している者をいう。
- イ 入居前の寄宿舍、下宿又は共同住宅における居住者の数は、**第2-1表**の住戸の間取りに応じて、居住者の数を算定する。ただし、賃貸契約等により、一の住居における居住者の数があらかじめ定められている場合は、当該居住者の数とすることができる。この場合において、単身者専用住宅である場合は、その旨を関係図書に記録する。
- なお、いずれの場合においても竣工後は、実態に即して見直しを行うよう努める。

第2-1表

住戸の間取り	2DK以下	2LDK・3DK	3LDK以上
居住者の数	2人	3人	4人

(6) (6)項イに掲げる防火対象物（**第2-8図**参照）

- ア 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室又は手術室は含まない。
- イ 「病床」とは、収容患者の病床をいい、その数は、次のとおり。
- (ア) 洋式の場合
ベッドの数に対応する数とする。
- (イ) 和式の場合
(5)項イに掲げる防火対象物の「和式の宿泊室」の例により算定する。
- ウ 未熟児を収容する保育器及び乳幼児のベッドは「病床」に含む。
- エ 料金の精算、診療等のための待合の用に供する部分で廊下との間に明確な区画がない場合は、建基令第119条に規定する廊下の最小幅員以外の部分の床面積をもって、「待合室」の例により3㎡で除して算定する。
- オ 患者、見舞客等が利用する食堂の部分は、「待合室」の例により3㎡で除して算定する。
- カ 予約診療制度を実施している診療所等は、省令第1条の3の規定により算定する。
- キ 「待合室」や「待合室」の例において、当該部分が3㎡に満たないときは、当該部分につき1人として算定する。

(7) (6)項ロ及びハに掲げる防火対象物（**第2-9図**参照）

- ア 「老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数」の取扱いは、次による。
- (ア) 入所施設
老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者（この項において「要保護者」という。）を入居させ、又は宿泊させる施設は、当該入居させ、又は宿泊できる最大の数とする。
- (イ) 通所施設
要保護者を通所させる施設は、事業者側が想定している要保護者の最大の数とする。ただし、竣工後に要保護者の最大の数に隔たりがある場合は、実態に即して見直しを行うよう努める。
- ウ リハビリ室、遊戯室その他要保護者等が移動して使用する部分（この項において「リハビリ室等」という。）は、その室の最大の数とする。この場合の階収容人員の取扱いは、次による。
- (ア) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しない。
- (イ) 政令第24条及び政令第25条の規定の適用については、当該部分を算定する。
- エ 要保護者が常時使用する室とリハビリ室等が同一階に存する場合の階収容人員の取扱いは、それぞれの数を合算する。（**第2-10図**参照）ただし、アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とする。

(8) (6)項ニに掲げる防火対象物（**第2-11図**参照）

- ア 「幼児、児童又は生徒の数」は、現に在籍する幼児、児童又は生徒（この項において「児童等」という。）の数又は事業者側が想定している児童等の最大の数とする。
- イ 遊戯室、体育教室、多目的室その他児童等が移動して使用する部分（この項において「遊戯室等」という。）は、その室の最大の収容人員とする。この場合の階収容人員の取扱いは、次による。
- (ア) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しない。
- (イ) 政令第24条及び政令第25条の規定の適用については、当該部分を算定する。
- ウ 保育室と遊戯室等が同一階に存する場合の階収容人員の取扱いは、それぞれの数を合算する。ただし、アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とする。

(9) (7)項に掲げる防火対象物（**第2-12図**参照）

第2章 防火対象物

第2 収容人員の算定

- ア 「児童、生徒又は学生の数」は、現に在籍する児童、生徒又は学生（この項において「生徒等」という。）の数又は事業者側が想定している生徒等の最大の数とする。
- イ 講堂、実験教室、音楽教室、視聴覚教室、体育教室その他生徒等が移動して使用する部分（この項において「特別教室」という。）は、その室の最大の収容人員とする。この場合の階収容人員の取扱いは、次による。
- (ア) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しない。
- (イ) 政令第24条及び政令第25条の規定の適用については、当該部分を算定する。
- ウ 教室と特別教室が同一階に存する場合の階収容人員の取扱いは、それぞれの数を合算する。ただし、アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とする。
- (10) (8)項に掲げる防火対象物（**第2-13 図**参照）
- ア 図書館のDVD等の視聴覚部分、複写室についても「閲覧室」として取り扱う。
- イ 閲覧室の開架（図書館で、利用者が直接に書架から資料を取り出すことができるものをいう。）部分及び展示室、展示室内の展示物が置かれている部分は「閲覧室、展示室、展覧室」として、床面積に算入する。
- ウ 従業者のみが使用する会議室は、「会議室」として取り扱わない。
- エ 利用者が使用する喫茶室、喫煙コーナー等の部分は、「休憩室」として取り扱う。
- オ 「閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室」の床面積が3㎡に満たない場合は、当該部分につき1人として算定する。
- (11) (9)項に掲げる防火対象物（**第2-14 図**参照）
- ア 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、釜場及び火たき場は含まない。
- イ 浴場に従属する食堂、トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として取り扱う。
- ウ 「浴場、脱衣室、マッサージ室及び休憩の用に供する部分」の床面積が3㎡に満たない場合は、当該部分につき1人として算定する。
- (12) (11)項に掲げる防火対象物（**第2-15 図**参照）
- ア 「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」に、固定式のいす席がある場合でも、当該床面積を3㎡で除して得た数とする。
- イ 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わない。
- ウ 「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」の床面積が3㎡に満たない場合は、当該部分につき1人として算定する。
- (13) (10)項及び(12)項から(14)項までに掲げる防火対象物
- ア 車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する者、例えば、食堂、売店等の従業者も含めて算定する。
- イ トランクルーム等の形態をとる倉庫であって、管理人等、当該倉庫に常駐する従業者がいない場合、従業者の数は0人として算定する。
- ウ 自動車庫であって、管理人等、当該自動車庫に常駐する従業者がいない場合、従業者の数は0人として算定する。
- (14) (15)項に掲げる防火対象物（**第2-16 図**参照）
- ア 官公署、銀行、事務所等は、従業者以外の者（客等）の使用に供するための壁又は床に固定された仕切り、スクリーン、カウンター等によって区画されている部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱う（例：税務課等の客溜まり部分、銀行の待合の部分、キャッシュコーナーの部分）。
- イ 記者クラブの記者数は、従業者の数に算入する。
- ウ ロビー、ホール及びこれらに類する場所については、原則、従業者以外の者の使用に供する部分としては扱わないが、応接や待合の用に供する場合は算定する。
- エ 理容院、美容院、エステサロン、ネイルサロン、接骨院、整体院その他待合室が存し、従業者が客を作業する部分に誘導し、サービスを実施する営業形態のものの収容人員の算定に際しては、理容及び美容のためのいすの数、施術のためのベッドの数及び待合の用に供するいすの数の合算ではなく、待合の部分のほか、従業者が客を作業する部分に誘導してサービスを実施する部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱い、当該部分の床面積を3㎡で除して算定する。（例：美容室のカットスペース、ネイルサロンの施術スペース、接骨院や整体院の施術室など）ただし、シャンプースペースは算定しない。
- オ スポーツクラブ、スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等は、浴室、プール、プールサイド、コート、打席部分、ロビー及びミーティングルームを「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱う。ただし、通行専用部分、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム、更衣室等は、床面積に算入しない。

第2章 防火対象物
第2 収容人員の算定

- カ モデル住宅は、従業者が使用する部分（事務室、受付等）を除いた住宅展示場部分（人が立ち入れない押入及び物入部分を除く。）を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱う。
- キ 放課後児童クラブは、従業者の数と、児童の数とを合算して得た数ではなく、プレイルーム、育成室その他児童が使用する部分（便所、洗面所等を除く。）を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱う。
- ク 駐輪場は、利用者が駐輪のために使用する部分（通路の用に供する部分、便所、洗面所等を除く。）を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱う。
- ケ 上記アからクにおける「主として従業者以外の者の使用に供する部分」の床面積が3㎡に満たない場合は、当該部分につき1人として算定する。

(15) (17)項に掲げる防火対象物

省令第1条の3第1項の表に規定する用語の定義及び取扱いは、次のとおり。

- ア 「床面積」とは、建築物の場合は、その各階の床面積の合計をいう。
- イ 政令別表第1備考4の「(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす」の規定を適用する場合は、(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあることとされていることから、収容人員の算定についても、それぞれ算定し、両方を比較して大なる方を収容人員として適用する。

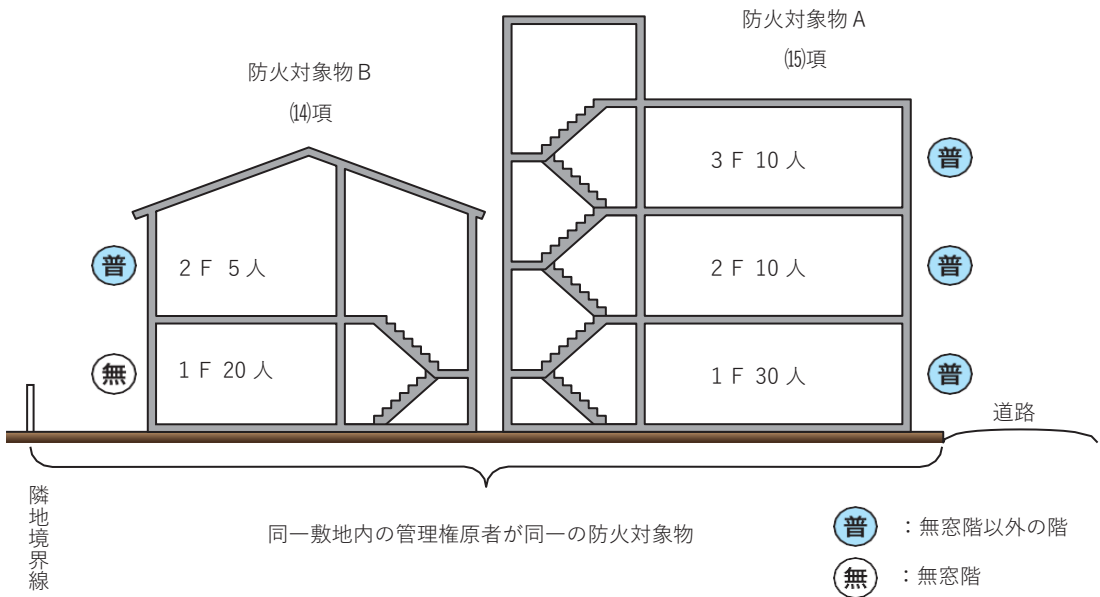
(16) (16)項及び16の2項に掲げる防火対象物

収容人員の算定方法は、同表各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして算定した収容人員を合算して算定するため、(16)項及び(16)の2項に掲げる防火対象物の一部を構成する一般住宅又は地下街の通路部分は、収容人員の算定の対象とはしない。

(17) みなし従属における独立用途部分の収容人員の算定は、主たる用途として、省令第1条の3の規定により算定する。

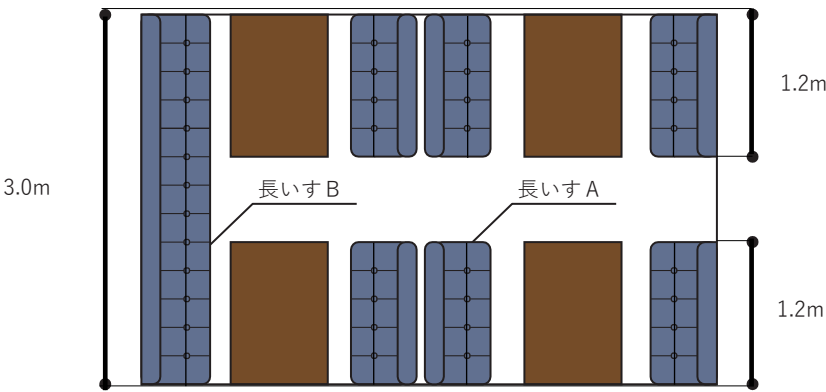
第2章 防火対象物

第2 収容人員の算定



防火管理者又は消防用設備等		防火対象物	用途	棟収容人員又は階収容人員の算定	
法第 8 条	防 火 管 理 者	A	(15)項	棟収容人員 50 人	75 人
		B	(14)項	棟収容人員 25 人	
政令第 24 条	非 常 警 報 設 備	A	(15)項	棟収容人員 50 人	
		B	(14)項	階収容人員（ 1 階・無窓階）20 人	
政令第 25 条	避 難 器 具	A	(15)項	階収容人員（ 3 階）10 人	

第 2 - 1 図



飲食店（(3)項口に掲げる防火対象物）の場合

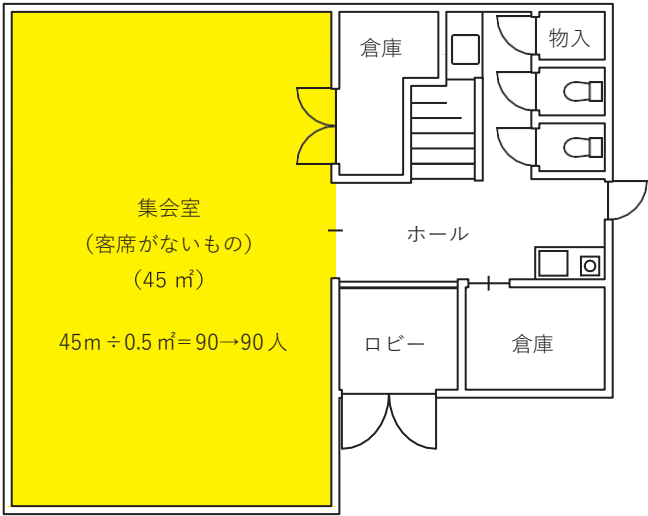
○長いす A : $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2 \text{ 人} \times 6 \text{ 席} = 12 \text{ 人}$

○長いす B : $3.0\text{m} \div 0.5\text{m} = 6.0 \rightarrow 6 \text{ 人}$

合計 : $12 \text{ 人} + 6 \text{ 人} = 18 \text{ 人}$

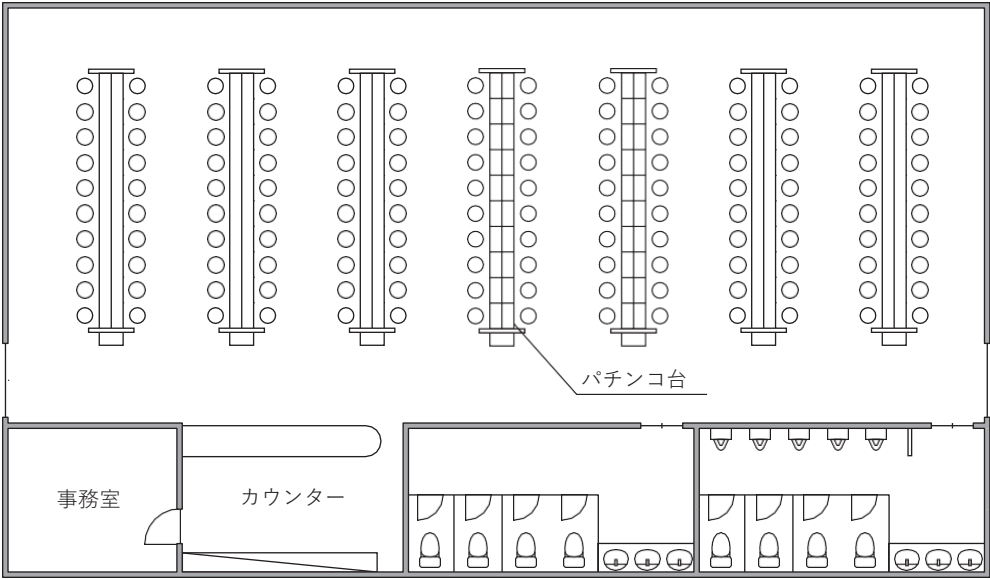
第 2 - 2 図

第2章 防火対象物
第2 収容人員の算定



第 2 - 3 図

(パチンコの算定方法例)

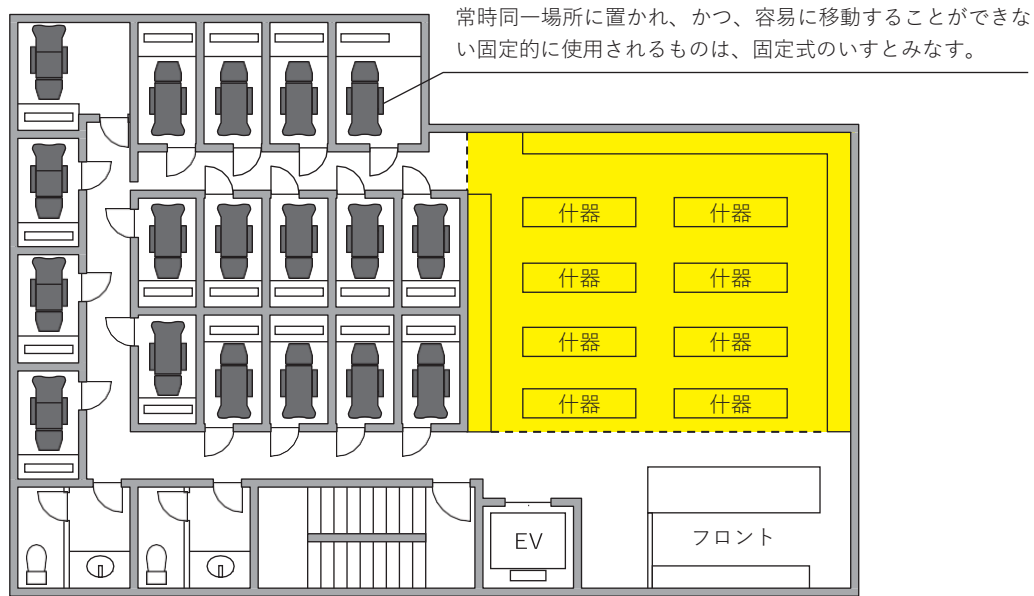


- 従業者の数：10 人
- 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数：パチンコ台 140 台→140 人

階収容人員：150 人

第2章 防火対象物
第2 収容人員の算定

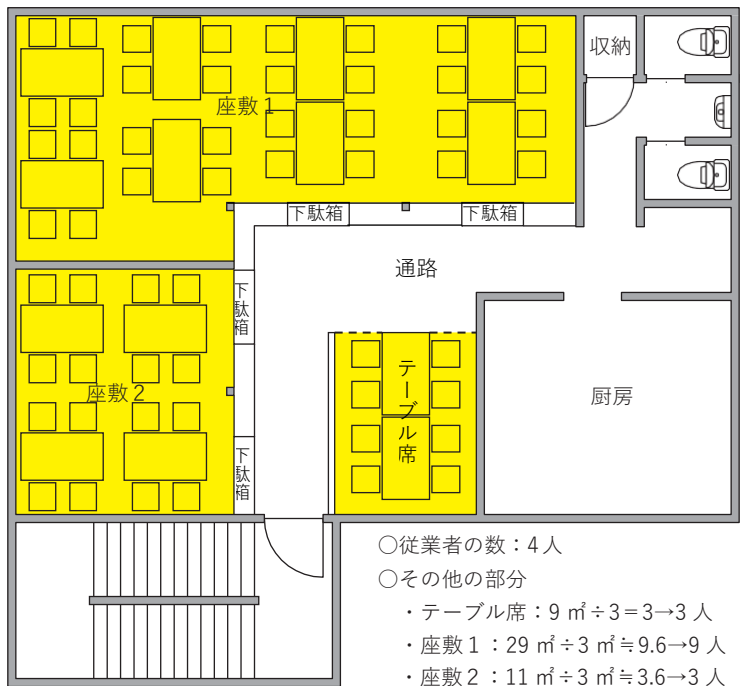
(個室ビデオの算定方法例)



- 従業者の数：2 人
- 固定式のいす席：18→18 人
- その他の部分
 - ・ $44 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 \approx 14.6 \rightarrow 14$ 人

階収容人員：34 人

(飲食店の算定方法例) その1

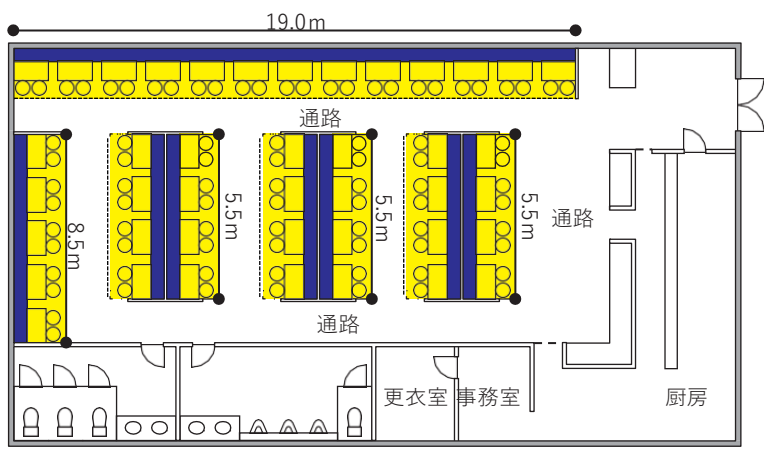


- 従業者の数：4 人
- その他の部分
 - ・ テーブル席： $9 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 3 \rightarrow 3$ 人
 - ・ 座敷1： $29 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 \approx 9.6 \rightarrow 9$ 人
 - ・ 座敷2： $11 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 \approx 3.6 \rightarrow 3$ 人

階収容人員：19 人

第2章 防火対象物
第2 収容人員の算定

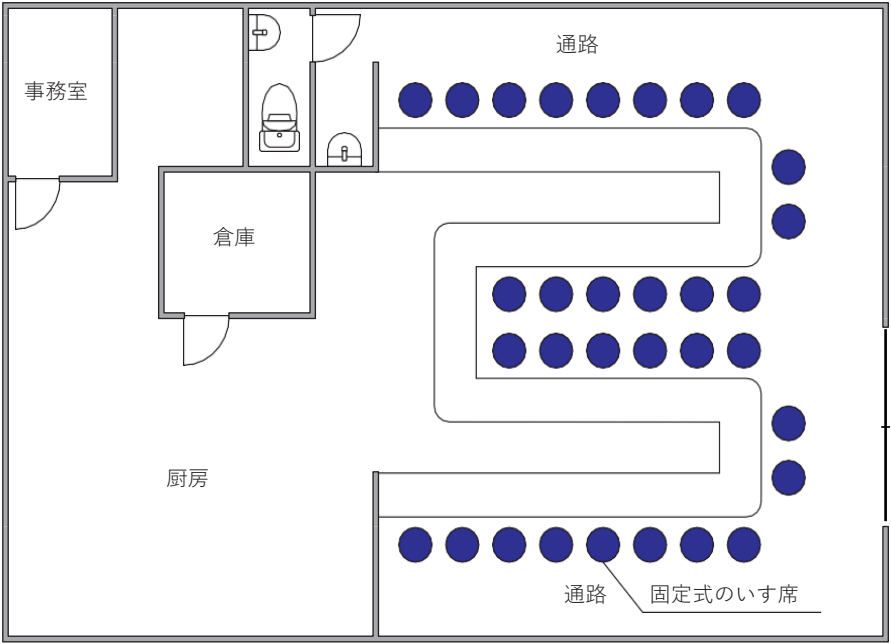
(飲食店の算定方法例) その2



- 従業者の数：6 人
- 飲食の用に供する部分 固定式のいす席（長いす）
・ $19.0\text{m} \div 0.5\text{m} = 38 \rightarrow 38$ 人
・ $8.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 17 \rightarrow 17$ 人
・ $5.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 11 \rightarrow 11$ 人 $\times 6 = 66$ 人
- その他の部分
・ $(19\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2) + (8.5\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2) + (5.5\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \times 6\text{ 力所}) = 6\text{ 人} + 2\text{ 人} + (1\text{ 人} \times 6\text{ 力所}) = 14\text{ 人}$

階収容人員：141 人

(飲食店の算定方法例) その3

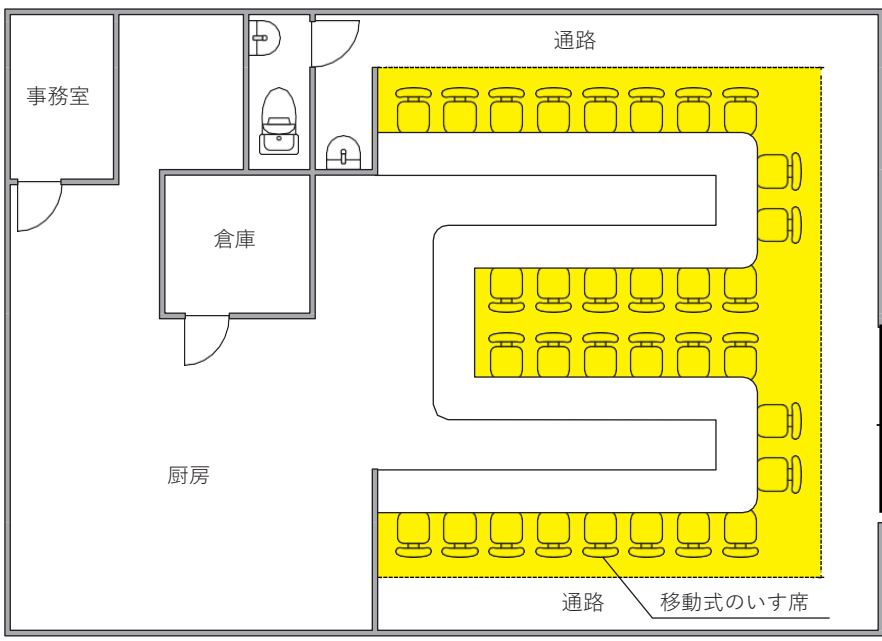


- 従業者の数：3 人
- 飲食の用に供する部分（固定式のいす席）：32 席 $\rightarrow$ 32 人

階収容人員：35 人

第2章 防火対象物
第2 収容人員の算定

(飲食店の算定方法例) その4

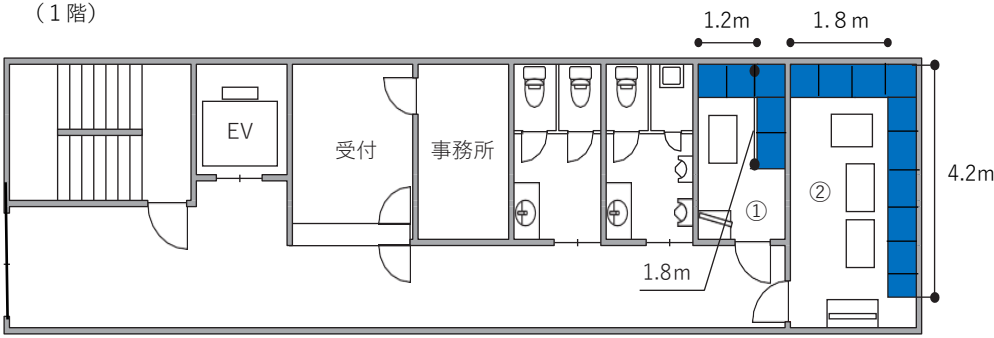


- 従業者の数：3 人
- 飲食の用に供する部分（移動式のいす席）： $32\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \div 10.6 \rightarrow 10$ 人

階収容人員：13 人

(カラオケの算定方法例)

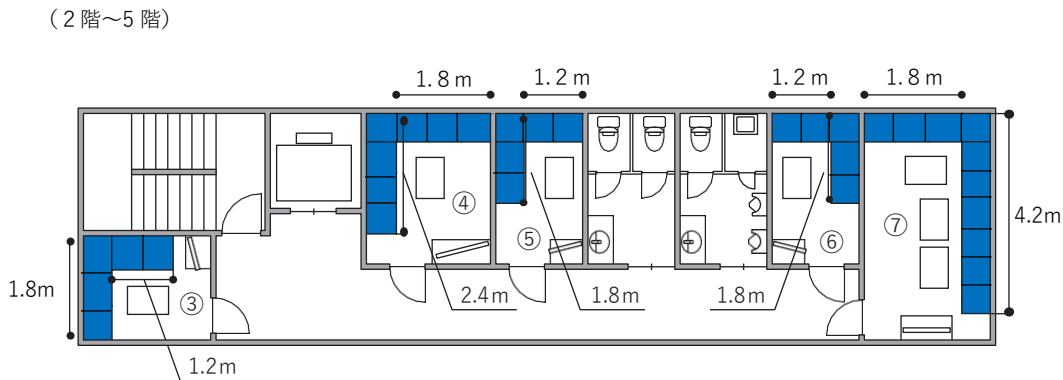
(1 階)



- 従業者の数：6 人
- その他の部分
 - ・個室①：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2$ 人
 $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3$ 人
小計 2 人 + 3 人 = 5 人
 - ・個室②：固定式のいす席（長いす） $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3$ 人
 $4.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 8.4 \rightarrow 8$ 人
小計 3 人 + 8 人 = 11 人

1 階収容人員：22 人

第2章 防火対象物
第2 収容人員の算定



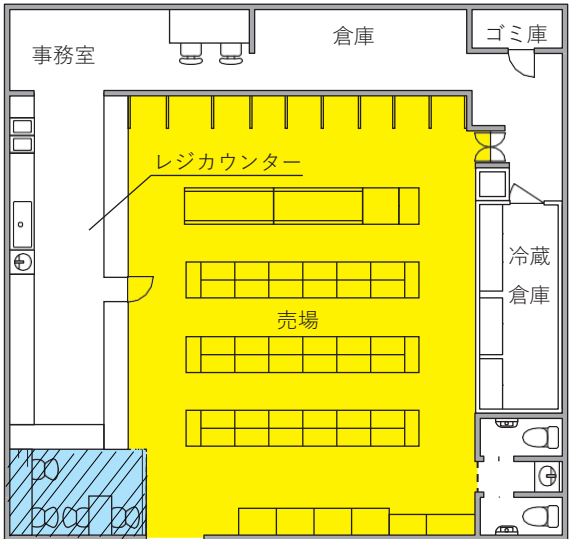
- 従業者の数：1人
- その他の部分
- ・個室③：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2$ 人、 $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3$ 人 2人+3人=5人
 - ・個室④：固定式のいす席（長いす） $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3$ 人、 $2.4\text{m} \div 0.5\text{m} = 4.2 \rightarrow 4$ 人 3人+4人=7人
 - ・個室⑤：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2$ 人、 $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3$ 人 2人+3人=5人
 - ・個室⑥：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2$ 人、 $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3$ 人 2人+3人=5人
 - ・個室⑦：固定式のいす席（長いす） $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3$ 人、 $4.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 8.4 \rightarrow 8$ 人 3人+8人=11人

階収容人員：5+7+5+5+11+1（従業員）=34人

棟収容人員：22（1階）+34×4（2～5階）=158人

第2-4図

（物品販売業を営む店舗の算定方法例）



- 従業者の数：3人
- 主として従業者以外の者の使用に供する部分
- ・飲食又は休憩の用に供する部分（）の床面積を3㎡で除して得た数
飲食コーナー $13\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 4.3 \rightarrow 4$ 人
 - ・その他の部分（）の床面積を4㎡で除して得た数
売場 $90\text{㎡} \div 4\text{㎡} \approx 22.5 \rightarrow 22$ 人

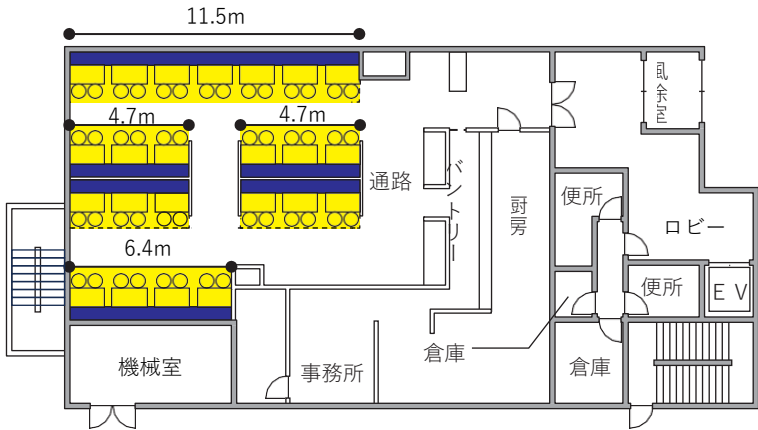
階収容人員：29人

第2-5図

第2章 防火対象物
第2 収容人員の算定

(ホテルの算定方法例)

(1 階)



○従業者の数：6 人

○飲食の用に供する部分

固定式のいす席（長いす）

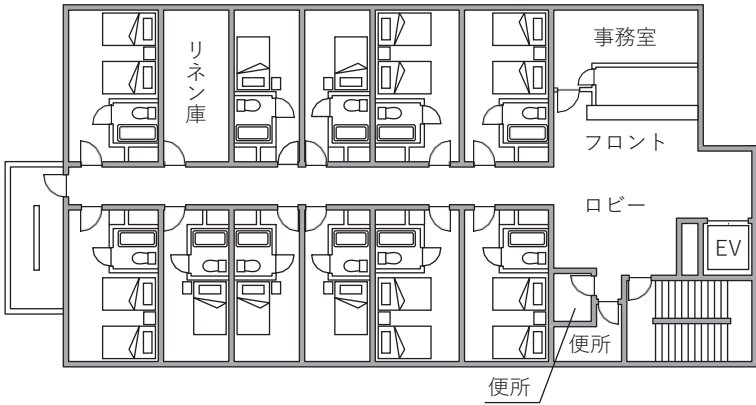
- ・ $11.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 23 \rightarrow 23$ 人
- ・ $6.4\text{m} \div 0.5\text{m} = 12.8 \rightarrow 12$ 人
- ・ $4.7\text{m} \div 0.5\text{m} = 9.4 \rightarrow 9 \times 4 = 36$ 人

その他の部分

・ $(11.5\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (6.4\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (4.7\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \times 4\text{カ所}) = 3\text{人} + 2\text{人} + (1\text{人} \times 4\text{カ所}) = 9\text{人}$

1 階収容人員：86 人

(2 階)



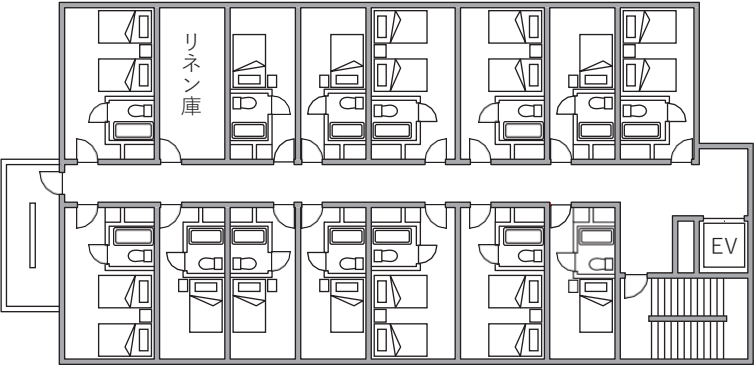
○従業員の数：3 人

○洋式の宿泊室

ベッドの数：17→17 人

2 階収容人員：20 人

(3 階～7 階)



○従業者の数：0 人

○洋式の宿泊室

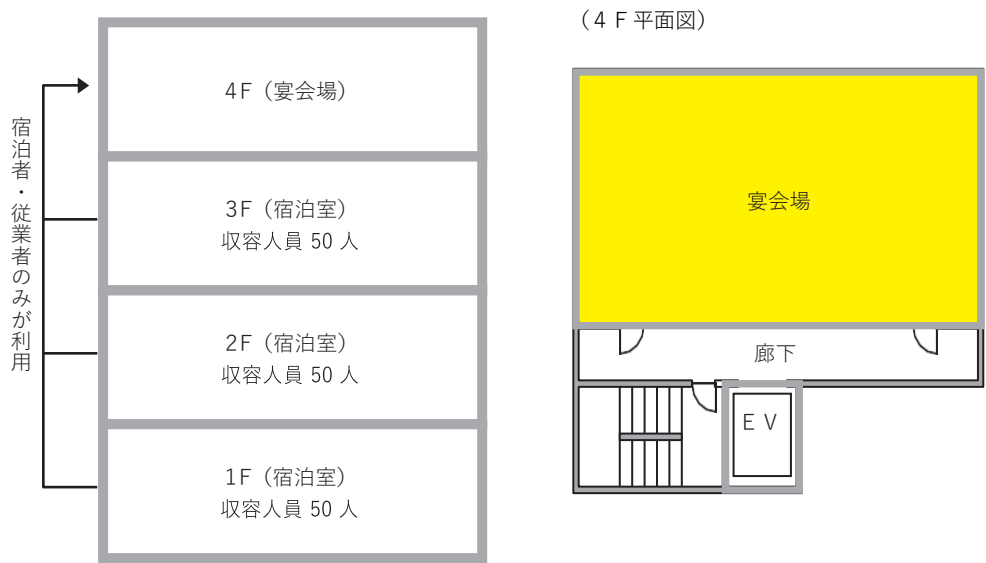
ベッドの数：21→21 人

階収容人員：21 人 $\times$ 5 (3～7 階)
= 105 人

棟収容人員：211 人

第2-6 図

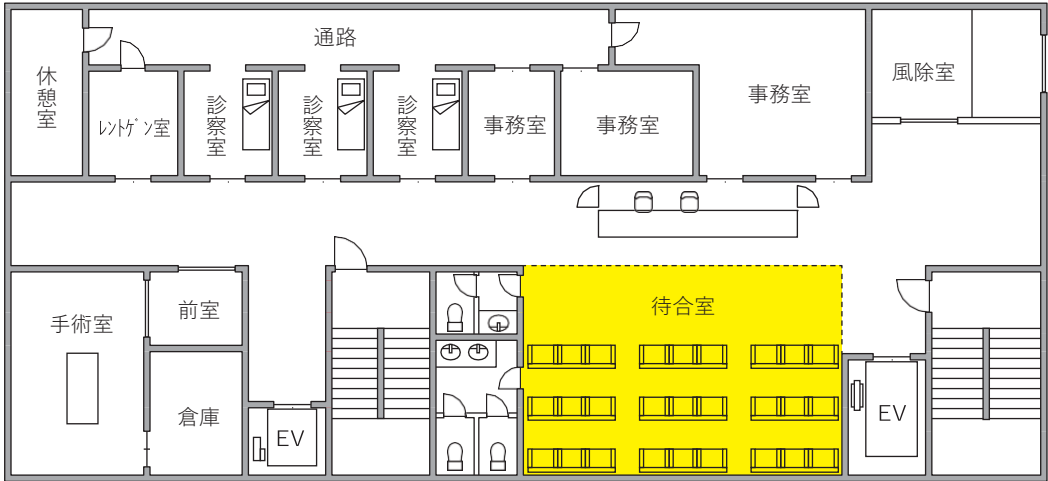
第2章 防火対象物
第2 収容人員の算定



- ① 法第8条の適用に係る収容人員：150人
- ② 4階宴会場を「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で算定した数に、①で求められた収容人員を合算した数により、政令第24条の規定を適用する。
- ③ 4階宴会場を「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で算定した数により、政令第25条の規定を適用する。

第2-7図

(患者を入院させるための施設を有する診療所の算定方法例)
(1階)

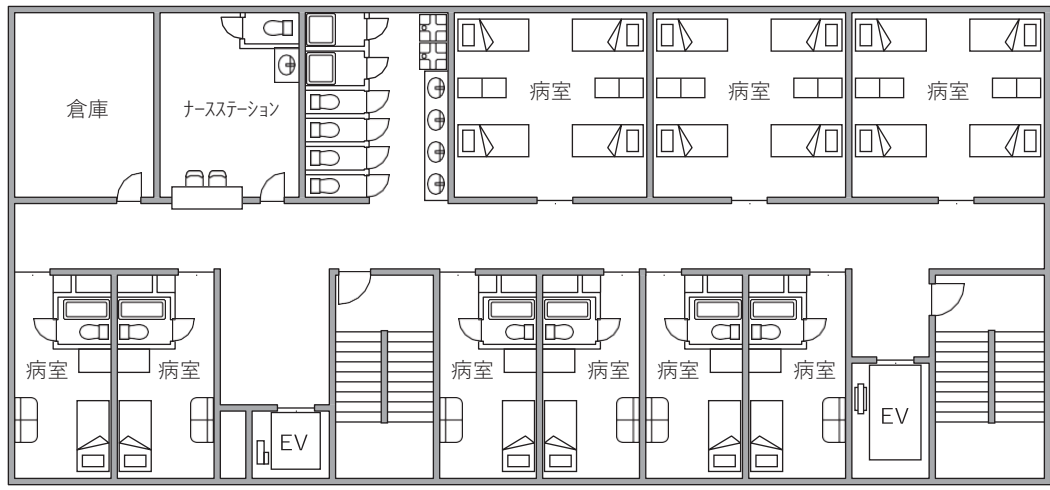


- 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：10人
- 待合室： $55 \div 3 \text{ m}^2 \approx 18.3 \rightarrow 18 \text{ 人}$

1階収容人員：28人

第2章 防火対象物
第2 収容人員の算定

(2階)

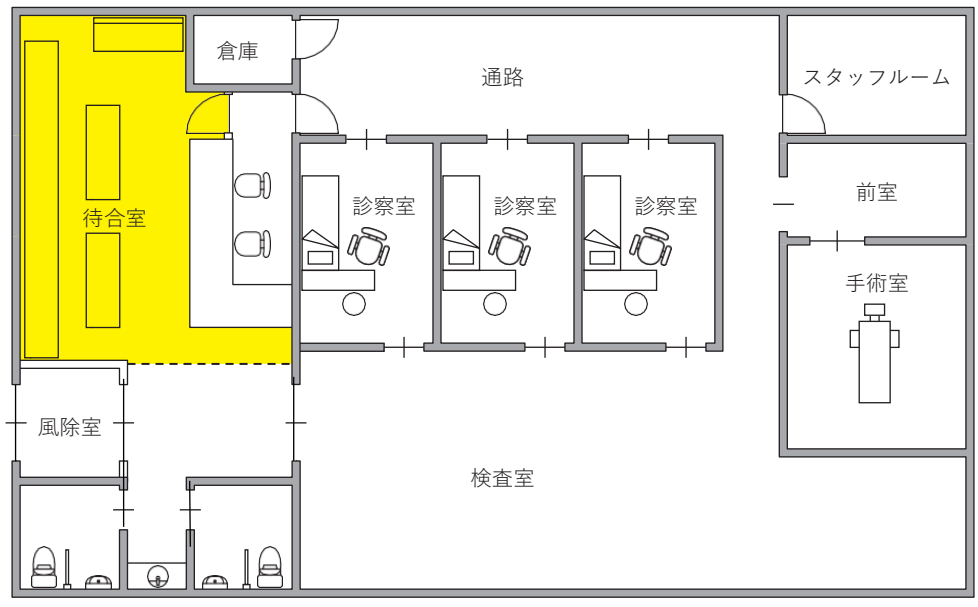


- 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：2人
- 病室内にある病床の数：18人

2階収容人員：20人

棟収容人員：48人

(患者を入院させるための施設を有しない診療所の算定方法例)

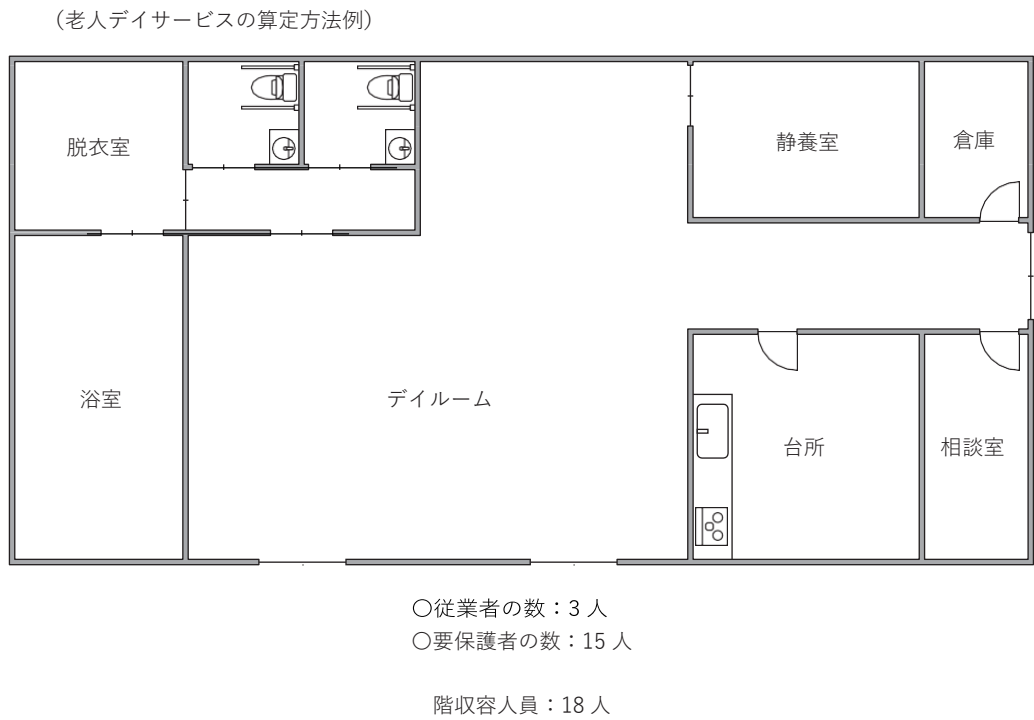
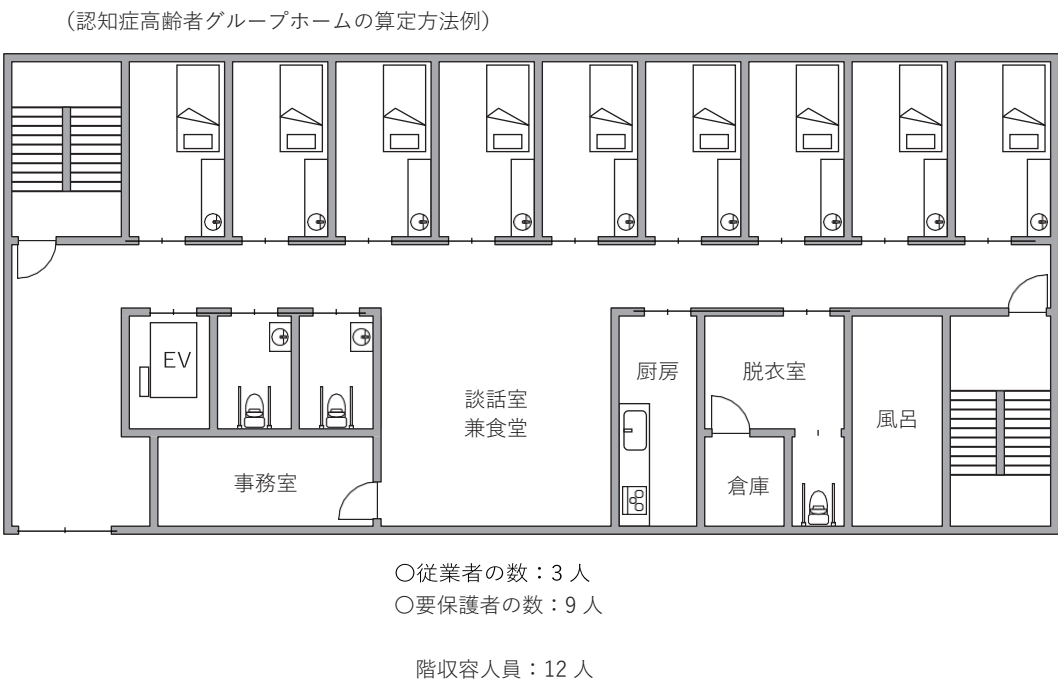


- 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：5人
- 待合室：40㎡÷3㎡≒13.3→13人

階収容人員：18人

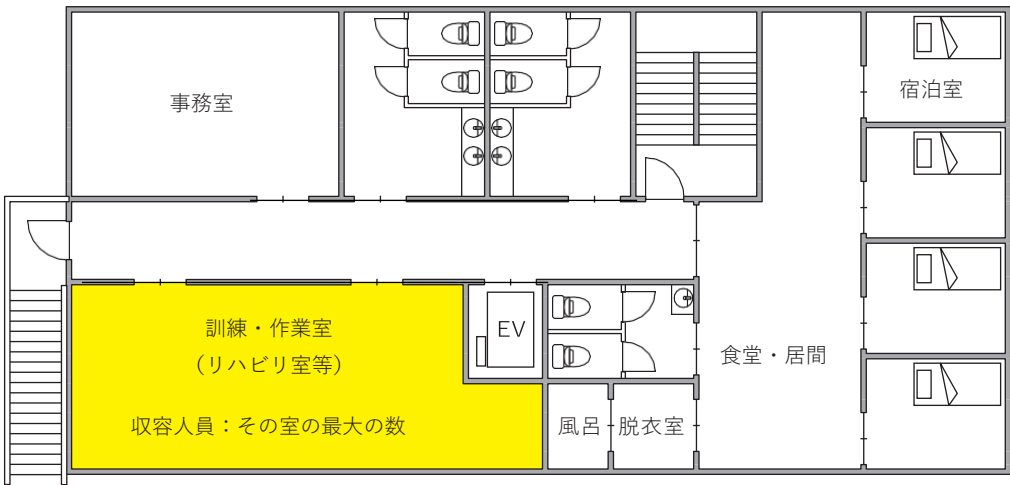
第2-8図

第2章 防火対象物
第2 収容人員の算定



第 2 - 9 図

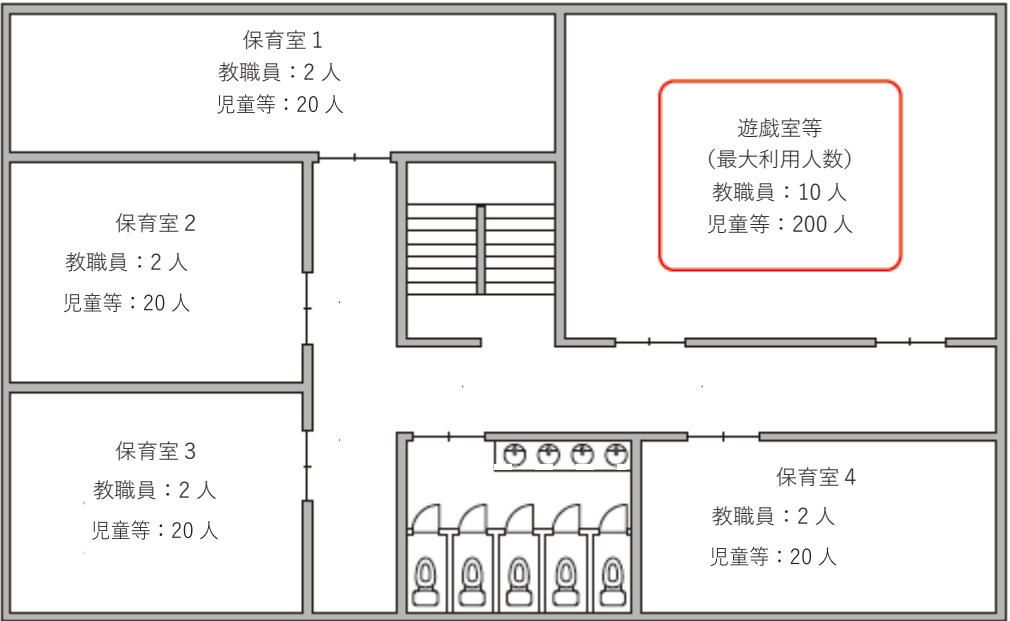
第2章 防火対象物
第2 収容人員の算定



要保護者の数：リハビリ室等を利用する最大の数＋宿泊室に宿泊する要保護者の数

第 2-10 図

(幼稚園の算定方法例)



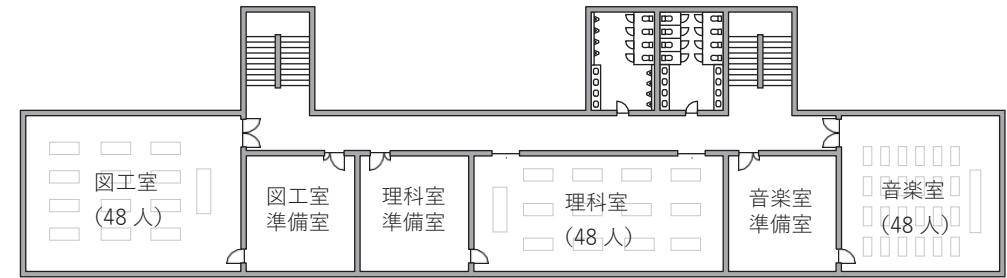
- 従業者の数：18 人
- 幼児の数：280 人

階収容人員：298 人

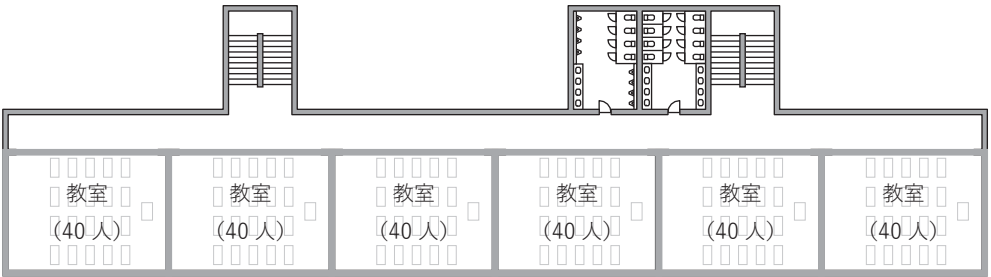
ただし、保育室及び遊戯室等を合算した教職員及び児童等の数が省令第 1 条の 3 に規定する教職員及び児童等を超える場合は、当該規定により算出された数とすることができる。

第 2-11 図

第2章 防火対象物
第2 収容人員の算定



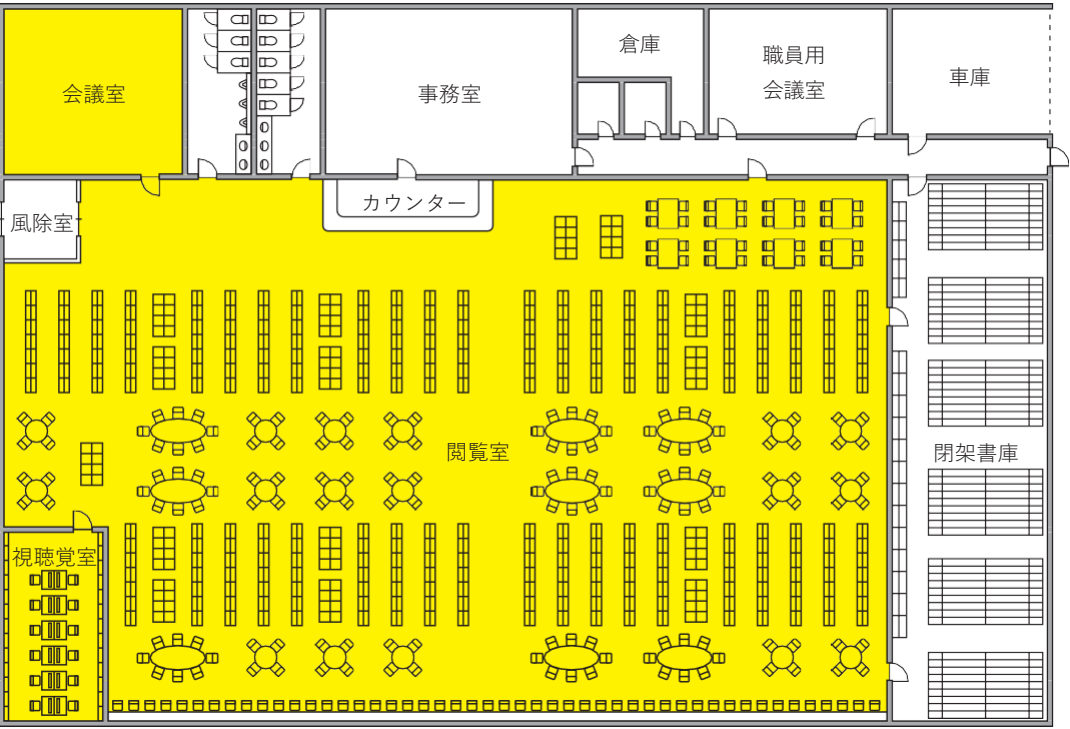
○教職員の数：3人
○生徒等の数：48人×3特別教室＝144人
階収容人員：147人



○教職員の数：6人
○生徒等の数：40人×6教室＝240人
階収容人員：246人

第2-12図

(図書館の算定方法例)



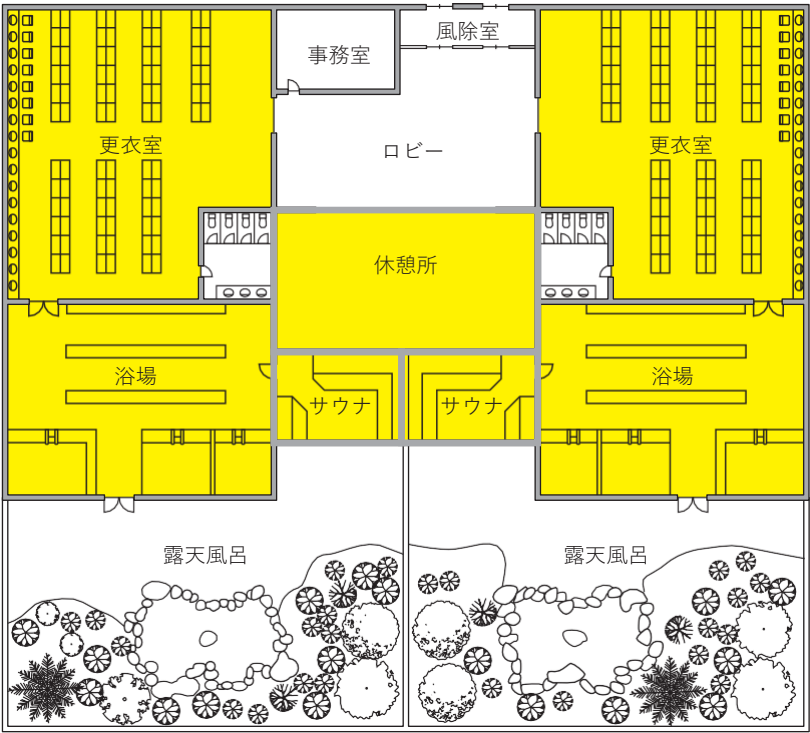
○従業員の数：30人
○閲覧室：1,200㎡÷3㎡＝400→400人
○視聴覚室：100㎡÷3㎡≒33.3→33人
○会議室：150㎡÷3㎡＝50→50人

階収容人員：513人

第2-13図

第2章 防火対象物
第2 収容人員の算定

(スーパー銭湯の算定方法例)



○従業者の数：10 人

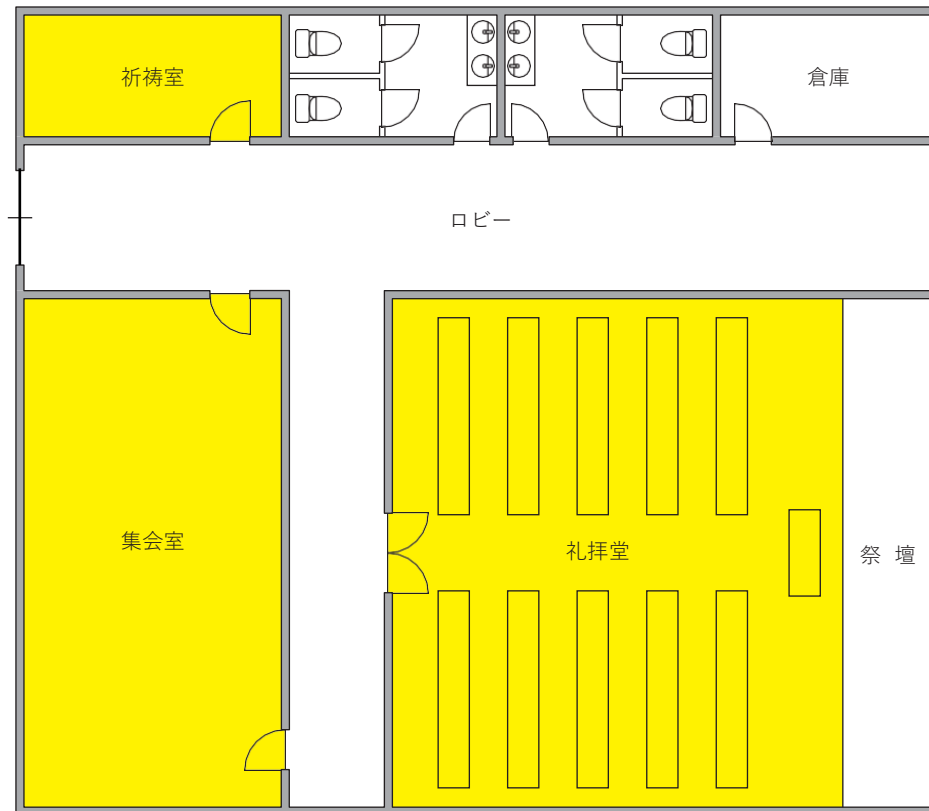
- 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分 () の床面積を 3 ㎡で除して得た数
- ・浴場 150 ㎡÷3 ㎡=50→50 人×2 カ所=100 人
 - ・サウナ 50 ㎡÷3 ㎡≒16.7→16 人×2 カ所=32 人
 - ・脱衣場 200÷3 ㎡≒66.7→66 人×2 カ所=132 人
 - ・休憩所 200÷3 ㎡≒66.7→66 人

階収容人員：340 人

第 2 -14 図

第2章 防火対象物
第2 収容人員の算定

(教会の算定方法例)



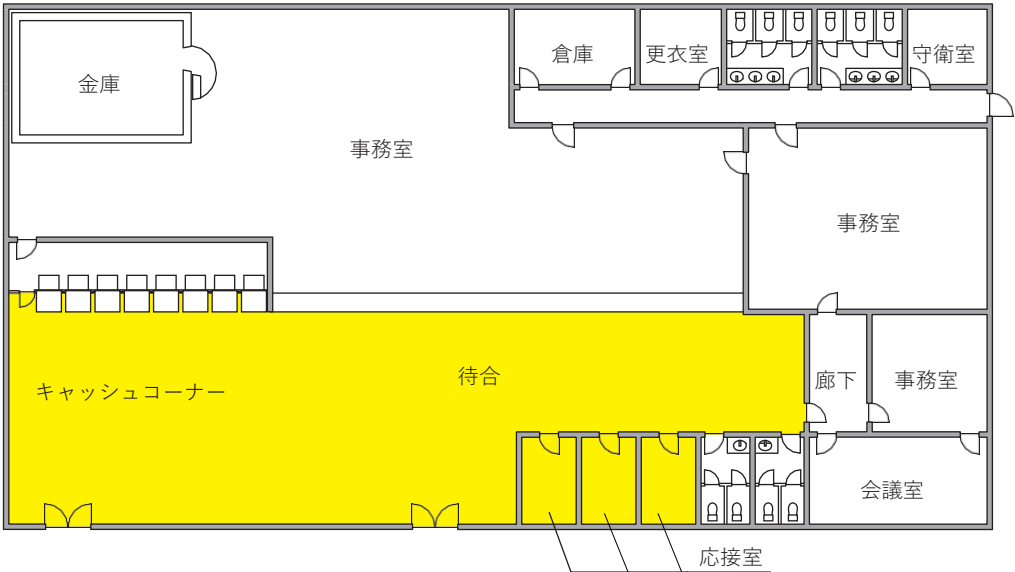
- 神職、僧侶、牧師その他従業者の数：3人
- 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分（ ）床面積の合計を3㎡で除して得た数
 - ・礼拝堂 $150 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 50 \rightarrow 50$ 人
 - ・集会室 $100 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 \approx 33.3 \rightarrow 33$ 人
 - ・祈祷室 $25 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 \approx 8.3 \rightarrow 8$ 人

階収容人員：94人

第2-15図

第2章 防火対象物
第2 収容人員の算定

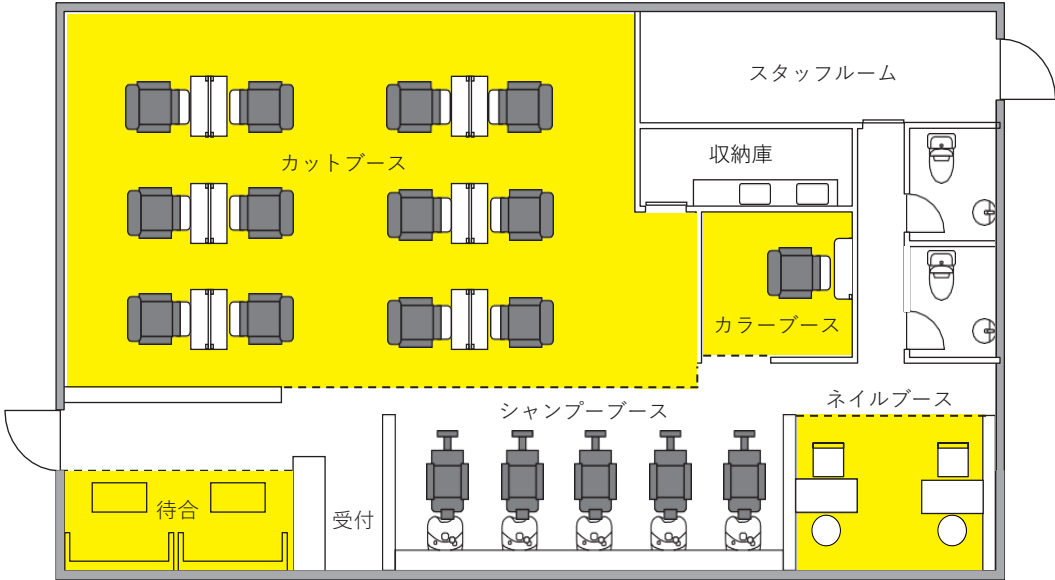
(銀行の算定方法例)



- 従業者の数：20 人
- 主として従業者以外の者の使用に供する部分 (黄色) の床面積を 3 m² で除して得た数
 - ・ロビー及びキャッシュコーナー 145 m² ÷ 3 m² ≒ 48.3 → 48 人
 - ・応接室 14 m² ÷ 3 m² ≒ 4.7 → 4 人 × 3 カ所 = 12 人

階収容人員：80 人

(美容院の算定方法例)

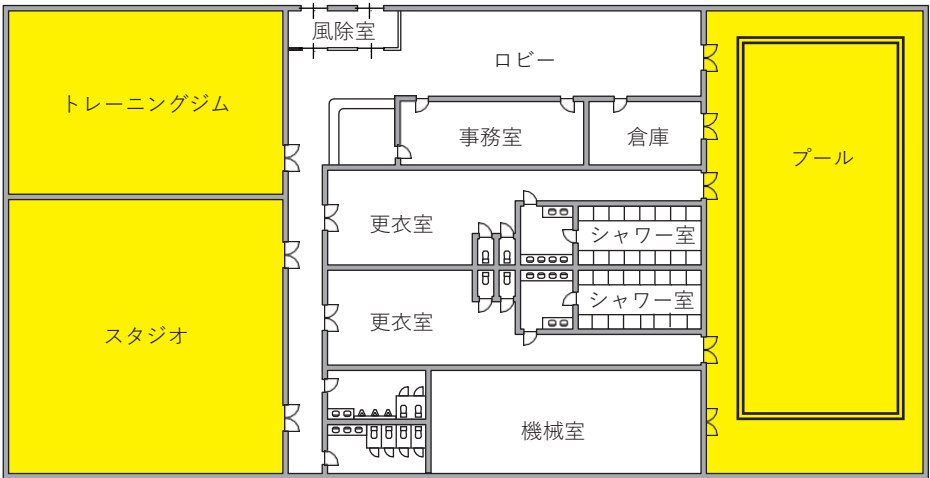


- 従業者の数：6 人
- 主として従業者以外の者の使用に供する部分 (黄色) の床面積を 3 m² で除して得た数
 - 6 ÷ 3 m² = 2 → 2 人

階収容人員：8 人

第2章 防火対象物
第2 収容人員の算定

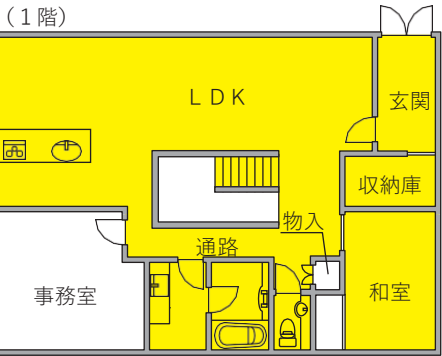
(スポーツクラブの算定方法例)



- 従業者の数：20 人
- 主として従業者以外の者の使用に供する部分 () の床面積を 3 m² で除して得た数
 - ・スタジオ 250 m² ÷ 3 m² ≒ 83.3 → 83 人
 - ・トレーニングジム 200 m² ÷ 3 m² ≒ 66.7 → 66 人
 - ・プール 500 m² ÷ 3 m² ≒ 166.7 → 166 人

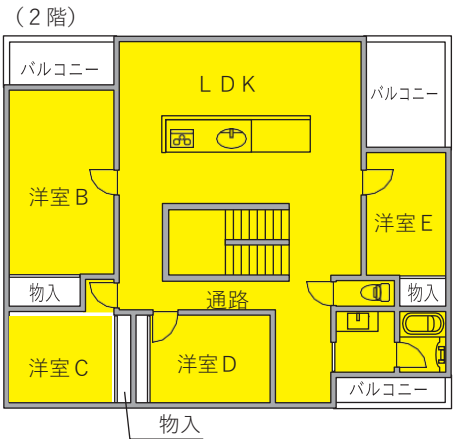
階収容人員：335 人

(モデル住宅の算定方法例)



- 従業者の数：5 人
- 主として従業者以外の者の使用に供する部分 () の床面積を 3 m² で除して得た数
 - ・LDK 45 m² ÷ 3 m² = 15 → 15 人
 - ・和室 12 m² ÷ 3 m² = 4 → 4 人
 - ・通路及び階段 6 m² ÷ 3 m² = 2 → 2 人
 - ・玄関 6 m² ÷ 3 m² = 2 → 2 人
 - ・収納庫 4 m² ÷ 3 m² ≒ 1.3 → 1 人
 - ・洗面所及び風呂 9 m² ÷ 3 m² = 3 → 3 人
 - ・便所 2 m² ÷ 3 m² ≒ 0.7 → 0 人

1 階収容人員：32 人



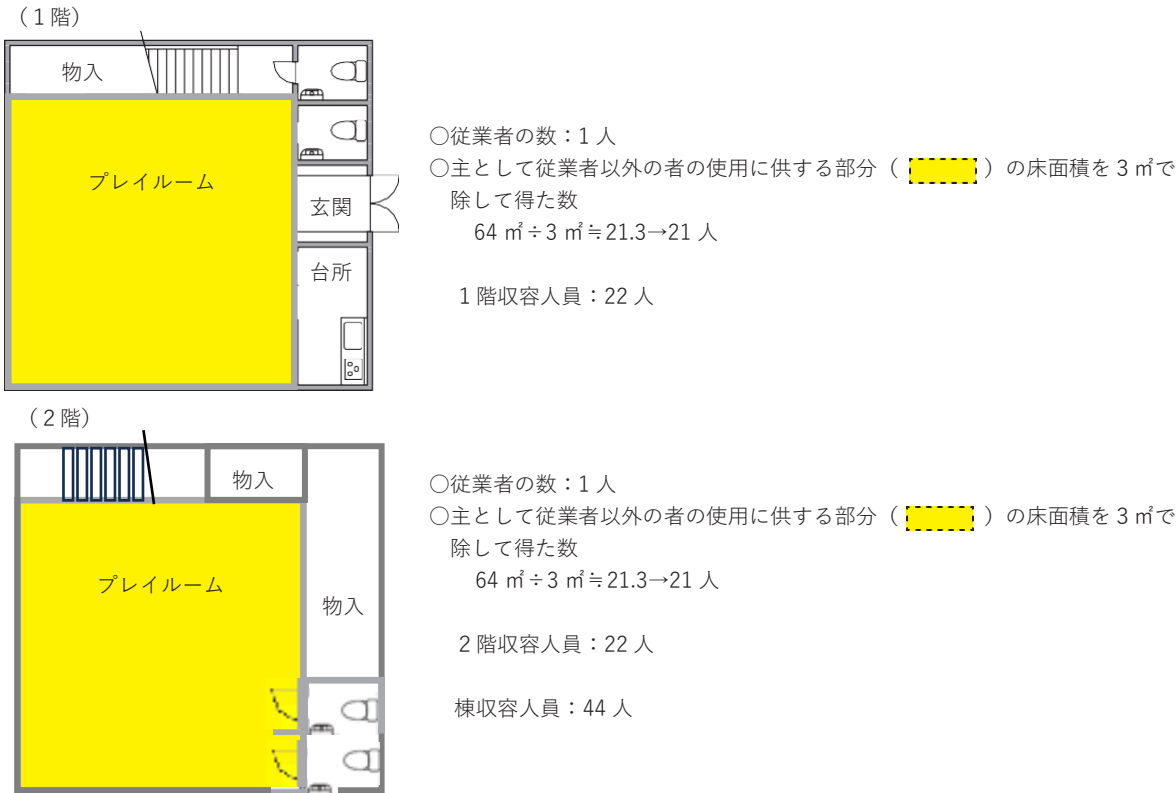
- 従業者の数：0 人
- 主として従業者以外の者の使用に供する部分 () の床面積を 3 m² で除して得た数
 - ・LDK 27 m² ÷ 3 m² = 9 → 9 人
 - ・通路及び階段 22 m² ÷ 3 m² ≒ 7.3 → 7 人
 - ・洋室 A 19 m² ÷ 3 m² ≒ 6.3 → 6 人
 - ・洋室 B 12 m² ÷ 3 m² = 4 → 4 人
 - ・洋室 C 10 m² ÷ 3 m² ≒ 3.3 → 3 人
 - ・洋室 D 10 m² ÷ 3 m² ≒ 3.3 → 3 人
 - ・洗面所及び風呂 7 m² ÷ 3 m² ≒ 2.3 → 2 人
 - ・便所 2 m² ÷ 3 m² ≒ 0.7 → 0 人

2 階収容人員：34 人

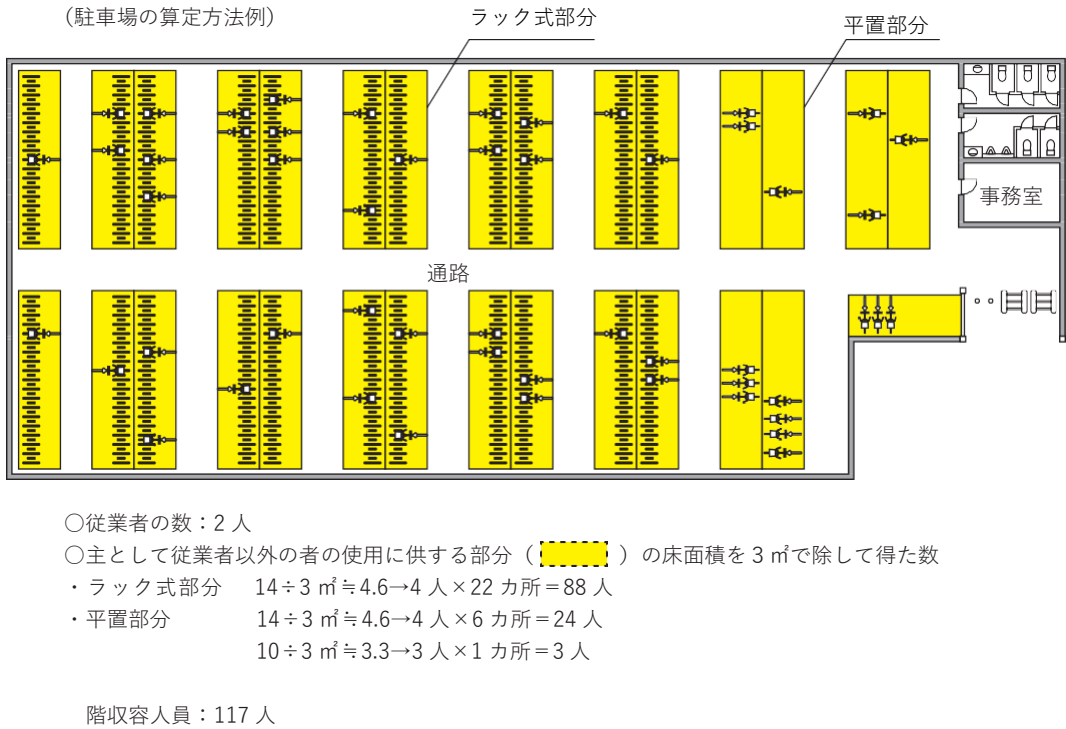
棟収容人員：66 人

第2章 防火対象物
第2 収容人員の算定

(放課後保育クラブの算定方法例)



(駐車場の算定方法例)



第2-16図